

第11回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事概要

■ 日 時 平成22年2月18日(木) 13:00～15:00

■ 場 所 上北山村振興センター

■ 出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会	会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター	教授 (ご欠席)
西田 正憲	奈良県立大学	教授
日比 伸子	橿原市昆虫館	資料学芸係長
村上 興正	元京都大学	講師
横田 岳人	龍谷大学	准教授

<関係機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県文化観光局ならの魅力創造課	(ご欠席)
奈良県くらし創造部自然環境課	奥田 晴啓 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	福本 清 課長
川上村地域振興課	松島 克典 主幹
大台町宮川総合支所産業室	辰巳 龍三 主任
	枅田 満 係長

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会／上北山村漁業協同組合	金山 進英 委員長／組合長
上北山村観光協会／上北山村区長会	更谷 昌美 会長／代表
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
	金岩 修平 経営指導員
(財) グリーンパークかわかみ	喜家村 玲子
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)大阪輸送統括部運輸部事業課	(ご欠席)
山岳ガイドクラブ 北山いこら	小松 智子
奈良県勤労者山岳連盟	由良 行基周 自然保護委員長
奈良県山岳連盟	野田 健司 自然保護委員
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	(ご欠席)
(社) 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)
大台ヶ原パークボランティアの会	伊東 博一 会長

吉野きたやま森林組合
ワーク 2 1 上北山

森岡 哲也 参事
(ご欠席)

<事務局>

環境省 近畿地方環境事務所

統括自然保護企画官

佐々木 仁

国立公園・保全整備課長

杉田 高行

整備計画専門官

家入 勝次

吉野自然保護官事務所

自然保護官

松尾 浩司

自然保護官

瀧名 功太郎

(株) スペースビジョン研究所

取締役

宮前 保子

研究主査

安場 浩一郎

幡 建樹

■ 議 事

- (1) 平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果について
- (2) 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について
- (3) 平成 22 年度西大台利用調整地区の運用計画について

■ 議事概要

(1) 平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果について

- ・東大台地区の利用者も少なくなってきたが、東大台が利用調整の対象外であることについては、普及啓発の中でどのようにアピールしているか。
- (事務局) 西大台利用調整地区のリーフレットの表紙で、東大台地区へは利用手続きなしで入れることを強調するなどして、アピールに努めている。
- ・モニタリング評価の中で、国外外来種の持ち込みについて調査されているが、国内外来種の持ち込みも問題ではないか。
- (専門家等) 国内外来種も問題であるが、まずは、より問題の大きい国外外来種の持ち込み状況に注目して、モニタリングの指標としている。これまでの調査では、国内外来種、国外外来種ともに、持ち込みは確認されていない。

(2) 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について

- ・適正化計画の変更の内容については、概ね了承された。
- ・適正化計画の変更については、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の利用対策部会で検討する必要があるが、今回の変更は形式的な事項が大半であるため、利用対策部会の委員、関係機関に変更案を送付し、了承を得ることとされた。

(3) 平成 22 年度西大台利用調整地区の運用計画について

○利用調整地区の運用について

- ・利用者アンケートの自由意見の中で、西大台地区の標識が分りにくい、迷いやすい、という意見が多いが、この点について、今後、どのような対応を考えているか。
- (事務局) 西大台地区利用適正化計画において、「歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とす

る」こととしているので、安全面等を踏まえ、今後も歩道の整備のあり方について検討していきたい。

- ・利用調整の開始後、小処方面から西大台へ向かう登山道の利用者が減少しており、登山道の荒廃もみられる。小処方面から登る利用者に対しては、レクチャーを事後に行うなど、利用がしやすくなるように対応を検討してほしい。
- （事務局）現時点では、ビジターセンターで事前レクチャーを受けることが定められているため、事後のレクチャー受講は難しいが、他の場所でレクチャーを実施することなども含めて、小処方面からの利用が可能となる方策について検討したい。
- ・代表者認定の際、レクチャー時に提出してもらう名簿には、遭難対策のため、詳しい住所等も記入してもらうべき。
- ・立入認定日の変更は、ドライブウェイの通行止めの時だけでなく、暴風警報が発令された場合などにも、出来るようにしてほしい。
- （事務局）ドライブウェイの閉鎖以外に立入りが困難になる状況については、事実関係の確認に時間がかかるなど、迅速な対応が困難な場合が多いため、可能な範囲での改善策として、次年度についてはドライブウェイ通行止めの場合のみ変更可能としたもの。
- ・利用調整開始後、2ヵ年が経過し、利用者は上限の12%、1,300人弱に留まっているが、今後の課題として、このことに対する評価や、その原因に対する考察が必要である。
- （専門家等）来年度は、事務手続きの簡素化などが行われ、利用者の利便の向上が図られているので、その結果を見て、順応的な対応を考えていく必要がある。

○広報について

- ・東大台地区も規制の対象であるという誤解が、いまだにあるため、普及啓発では、日出ヶ岳や大蛇峠を含む東大台が規制の対象外であることを明記してほしい。
- ・環境省が広報を行う場合、西大台利用調整地区に関する内容が中心となるため、それとは別に、県や村を中心とした大台ヶ原に関するPRが必要である。

（４）その他

○協議会設置要領の改訂について

- ・改訂案の4（１）の「近畿地方環境事務所長と契約を締結した協議会事務局運営業務請負者から委嘱された者により構成する。」の箇所は、「近畿地方環境事務所長と契約を締結した協議会事務局運営業務請負者が、近畿地方環境事務所長の承認を得て、委嘱した者により構成する。」等と修正した上で、改めて構成員の了承を得ることとされた。

[文責：近畿地方環境事務所]